

## 第70回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年3月21日(火) 午前10時00分
- 2 開会の日時 平成29年3月21日(火) 午前10時00分
- 3 閉会の日時 平成29年3月21日(火) 午前10時42分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席, 欠席の別

定数26名 出席21名 欠席5名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(23)	上岡 耕一	出	13	鏑川 吉正	欠
職務代理人(7)	浮田 孝允	出	14	水内 清郎	出
1	岸本 博	出	15	岡本 五樹	出
2	近藤 浩夫	出	16	難波 勝利	出
3	岩居 晴男	出	17	赤井 史人	出
4	今東 徳雄	出	18	長田 孝之	出
5	塩飽 幹廣	出	19	田淵 勉	出
6	石田 始	出	20	藤田 眞樹	欠
—	—	—	21	延澤 強哉	出
8	岡崎 章二	出	22	花口 弘行	出
9	岡崎 利祐	出	—	—	—
10	岡崎 浜雄	出	26	藤原 忍	出
11	川間 昌徳	欠	27	礪谷 和行	欠
12	岸本 行雄	出	28	森山 幸治	欠

### 6 農業委員以外の出席者

事務局	担当局長	山神 一正	参事	箕浦 勝宏
	次長	真田 明彦	担当課長補佐	佐藤 孝司
	担当課長補佐	浦上 和彦	担当係長	入江 貢
	副主査	大橋 和之	副主査	柴田 美佳

### 7 傍聴者 0名

### 8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について  
(2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について  
(3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について  
(4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)  
(5) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について (事務局長専決)  
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について (事務局長専決)  
(3) 農地法第18条第6項による合意解約について  
(4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について  
(5) 農地改良届について

#### 第2号議案 農政関係等について

- (1) 平成28年度事業について  
(2) その他

#### 9 議事録署名委員の氏名

5番：塩 飽 幹 廣          26番：藤 原 忍

#### 10 議事の内容

議長          みなさんご苦労様です。それでは、ただいまから第70回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は5名です。

        本日の議事録署名委員を指名します。5番，塩 飽 幹 廣 委員，  
26番，藤 原 忍 委員にお願いします。

        それでは議案の審議の前に，議案の訂正等がありますか。

大橋副主査          議案の訂正ですが，配布しております「岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第一号議案，17ページ19番賃借人住所「中央町」とあるのを「南中央町」に訂正をお願いします。

        以上です。

議長          第1号議案に入ります。審議に入ります前に申請等(1)13番と，申請等(3)11番は同時申請で相互に関連がありますので，申請等(3)の審議の時に説明，ご意見を伺います。それでは，申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に

入ります。事務局から中区協議会の説明を、お願いします。

柴田副主査

1 ページ 1 番, 受贈による所有権移転です。受人は現在, 約 2. 6 ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 番, 競売での増反による所有権移転です。受人は現在, 約 5 6 アール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番, 競売での増反による所有権移転です。受人は現在, 約 1. 7 ヘクタール耕作しており, 非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

4 番から 7 番は受人が同じため, 同時に説明します。いずれも新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長

中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員

1 番から 7 番の 7 件について審議した結果, 事務局の説明のとおりであり, 許可意見としています。

議 長

以上の報告について何かご意見, ご質問はありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

次に東区協議会の説明を, お願いします。

大橋副主査

1 ページ 8 番, 9 番, 1 0 番は, 受人が一緒なので同時に説明します。8 番が新規農, 9 番 1 0 番が経営移譲によるいずれも使用貸借権の設定です。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 1 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約 3. 2 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番, 増反による所有権の移転です。受人は現在, 約 1. 5 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番, 経営移譲による所有権の移転です。受人は現在, 約 1. 2 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 5 番, 増反による所有権の移転です。受人は現在, 約 7 5 アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 下限面積 5 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番, 増反による所有権移転です。受人は現在, 約 7. 7 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 7 番, 増反による所有権の移転です。受人は現在, 約 3. 2 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 8 番, 増反による所有権の移転です。受人は現在, 約 7 7 アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 4 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 9 番, 増反による所有権の移転です。受人は現在, 約 1. 7 ヘクタール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係などをみても問題がないこと, 農業委員会が定める下限面積 3 0 アールを超えていることから, 許可要件をすべて満たしていると考え

えます。

20番、21番は受人が同じなので同時に説明します。増反による所有権の移転です。受人は現在、約67アール農地を耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 13番を除く8番から21番までの13件について審議した結果、事務局の説明のとおりであり、許可意見としています。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(1)について、13番を除く20件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等(1)について、13番を除く20件を許可と決定します。

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請書についての審議に入ります。事務局から東区協議会の説明をお願いします。

大橋副主査 4ページ1番、申請地は10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は農業用倉庫及び農業用露天施設です。受人は現在約1.7ヘクタール耕作しており、農業用倉庫を他者より借りておりますが老朽化により返却せざるを得ず、また稲わらや堆肥も一体で管理できる特定の場所も持っていないため、所有農地を農業用倉庫と農業用露天施設へ転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおりで、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等(2)について、1番の1件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(2)の1件について、許可と決定します。

次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区協議会の説明をお願いします。

柴田副主査

5 ページ 1 番，申請地は農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，中区中井二丁目の借家に家族 5 人で居住していますが，家財道具が増えて手狭になったため，実家に近い祖父所有の申請地を借り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

2 番，申請地は農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は現在，赤磐市に本社，中区倉益に営業所を置き運送業を営んでいますが，営業所は大型車両の出入りが多く，従業員の車両が安全に出入りするには時間がかかるため，営業所に隣接している申請地を譲り受けて露天駐車場に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

3 番，平成 2 8 年 1 2 月 2 0 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり が 1 0 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され，転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在，中区桑野の実家に家族 3 人で居住していますが，結婚の予定があり，手狭で同居はできないため，父所有の実家の隣接地を借り受けて分家住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

4 番から 8 番までの 5 件は同じ地域ですので，同時に説明します。申請地はいずれも都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の市街化区域から調整区域の用途指定地区に変更になった 3 種農地と判断され，転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

4 番，受人は現在，東区城東台東一丁目の実家に家族 5 人で居住していますが，子どもの成長に伴い，手狭になったため，現住居から近く，勤務先に通いやすくなる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。なお，現住居には引き続き両親が居住します。

5 番，受人は現在，中区平井三丁目の借家に家族 4 人で居住していますが，子どもの成長に伴い，手狭になったため，実家に近くなる申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

6 番，受人は現在，中区神下の実家に家族 7 人で居住していますが，子どもの成

長に伴い、手狭になったため、現住居から近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には引き続き両親と姉が居住します。

7番、受人は現在、中区下の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、現住居に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、中区下の持家に家族5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、現住居と実家に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は売却します。5件とも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅の敷地拡張で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富に居住していますが、駐車場と物置が不足しており不便なため、隣接している申請地を譲り受けて敷地を拡張しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、平成28年12月20日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。受人は現在、中区倉富の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え、手狭になったため、現住居に近い申請地を譲り受けて自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様をお願いします。

塩飽委員 1番から10番の10件について審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としてあります。引き続きのご審議をお願いします。

議長 以上の報告について何かご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 次に東区協議会の説明を事務局からお願いします。

大橋副主査 6ページ申請等(3)11番、本件は今年1月協議会総会でご審議いただき、その後1月27日個別聞き取り調査を行った後、1月30日付けで取下げがなされ、

主に営農計画の変更をして再度申請した案件です。申請地は農用地区域内の農用地であり、転用目的は営農継続型太陽光発電設備で地上権を設定する一時転用です。一時転用期間は平成29年4月1日から平成32年3月31日までです。受人は現在太陽光発電事業を営んでおり適地を探していたところ、受人代表の母所有の申請地を借り受けて営農継続型太陽光発電設備を設置しようとするものです。太陽光パネル発電設備下部においては、受人代表が主体で田から作物転換し高設棚を使ったミョウガ栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電施設への転用は、農地の上に太陽光パネルを設置しパネル下部では引き続き農業を行うというものです。通常の農地転用の審査に加えて適切に農業が行われるかどうかを審査する必要があるため、計画している作物を栽培する上で、パネル設置により日照が遮られることでどのような影響があるかを示した「知見を有する者からの意見書」、それから下部での農業に関する「営農計画書」等の添付が必要であり、「営農計画書」はお配りした資料のとおりです。「知見を有する者からの意見書」は 氏からによるもので千葉でミョウガ、茨城でアシタバによるそれぞれの実証事例で路地と比べて収量が減少しない内容となっております。

申請地は農振農用地ですが「一時転用」に該当し、例外的に許可が可能です。

なお、本件は太陽光発電設備設置者と営農者が異なるため、1ページ申請等(1)13番の3条申請において受人が営農継続型太陽光発電所設置のため地上権の設定を行うものです。

12番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在、南区の借家に家族4人で居住しておりますが家財道具が増え手狭となったため、実家に隣接した父所有の農地を借り受けて分家住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと思われま。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。

13番、申請地は平成28年12月20日で農振除外済みの案件で、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在東区の借家に夫婦2人で生活しておりますが、子供が生まれる予定であり家財道具が増え手狭となり、また祖父所有の土地で他に代替地がないため、転用し自己住宅を建築しようとするものです。1種農地ですが、「集落に接続した住宅」に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと思われま。



以上です。

議長 東区協議会の協議の模様をお願いします。

赤井委員 申請等（１）の１３番と申請等（３）の１１番は、東区協議会で審議したところ、営農型発電設備であり太陽光パネル下部での営農が適切に継続されることを前提とするものですが、農業を行う場合には地域での協調が必要であり、現段階では申請地周辺農業者の理解が得られていない状況にあります。

また耕作予定者は東京から実家のあった地域に帰り、農業を営む計画とのことでありますが、その内容も具体性に欠けるように見受けられます。

以上により現時点では営農が適切に継続できる環境が整っているとはいえないと考えられますので、審査を継続し、状況を整理して、十分に審議を尽くしたうえで結論を出す必要があることから、東区協議会では保留としています。

その他の申請等（３）１２番、１３番の２件については審議した結果、事務局の説明のとおり、許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 ただいまの報告に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（１）の１３番と、申請等（３）の１１番については今回は保留とし、その他の申請等（３）の１１番を除く１２件については、許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 よろしい。

議長 それでは、申請等（１）の１３番と、申請等（３）の１１番については保留とし、申請等（３）の１１番を除く１２件については許可と決定します。

次に申請等（４）岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)の審議に入ります。事務局から東区協議会の説明をお願いします。

大橋副主査 ７ページ申請等（５）利用権の設定については、７ページ１番から４番までで、１番は岡山県の農地を、農家へ利用権設定するものです。２番から４番までは農地中間管理機構が行う農地中間管理事業で中間管理権を設定するため、利用権を設定するものです。以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件をみたしていると考えられ、東区協議会では承認意見となっています。

以上です。

議長 以上の説明に対して何かご意見、ご質問はありませんか。

全 員                   ありません。

議 長                   それでは申請等(4)岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)は、  
原案のとおり決定とします。

次に申請等(5)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について，事務局  
から説明をお願いします。

柴田副主査           8 ページ1 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，  
届出人で耕作します。

2 番，持分放棄により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出  
人で耕作します。

3 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，引き続き  
貸付します。

4 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は  
届出人で管理し，貸付地は引き続き貸付します。

9 ページ5 番，時効により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，  
届出人で耕作します。

6 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，自作地は  
届出人で耕作し，貸付地は引き続き貸付します。

1 0 ページ7 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，  
届出人で耕作します。

8 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望があり，担当委員  
と協議する予定です。

9 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はなく，届出人で  
管理します。

1 1 ページ1 0 番，相続により所有権を取得しています。あっせん等の希望はな  
く，届出人で管理します。

以上です。

議 長                   以上の説明について何かご意見，ご質問はありませんか。

全 員                   異議なし。

議 長                   それでは，申請等（5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について，  
1 0 件を受理と決定します。

次に報告について，事務局から説明をお願いします。

大橋副主査

報告（１）４条届については、１２ページ１番から１０番の１０件です。転用目的は共同住宅が４件、通路が１件、宅地造成が１件、露天駐車場が１件、住宅用地が１件、集合住宅敷地が１件、長屋建住宅が１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）５条届については、１３ページ１番から１４ページ１２番の１２件です。転用目的は分譲住宅地等が４件、分譲住宅地・公園が１件、進入路が１件、露天駐車場が２件、貸露天駐車場が１件、自己専用住宅が１件、集合住宅敷地等が２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から１９ページ２６番までの２６件です。解約理由は、耕作目的が２３件、転用目的が３件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２０ページ１番、２番の２件です。内容は農業用倉庫が１件、露天農作業場が１件です。

報告（５）農地改良届については、２１ページ１番から４番の４件です。内容は普通野菜畑が３件、果樹園が１件です。

以上です。

議 長 これらの報告についてご意見ご質問はありませんか。

全 員 ありません

議 長 何もないようでしたら、以上で第１号議案，農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案，農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

佐藤課長補佐 ２号議案の農政関係等についてはない。他に平成２９年度の会議(総会，協議会)日程について報告をする。また「企業等の農業参入相談台帳」の配布と依頼をする。

職務代理 それではなにか質問がありますか。なければこれで終わりたいと思います。

本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして閉会といたします。

閉会 午前１０時４２分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員